

第7章 活用

1. 方向性

第5章の基本方針を踏まえ、本章では、公開活用を展開していくための、活用の方向性について述べる。

庭園の保護に配慮した公開方法の実施

名勝の植栽が来訪者の踏圧など公開の影響で変化していることから、名勝の本質的価値を適切に保存するため、庭園の保護に最大限配慮しながら、段階的な公開方法を検討、実施する。

名勝がもつ価値を楽しみながら伝える活用の推進

文化財としての価値を正しく伝えることはもちろん、これまで目を向けることのなかった人々にも関心を持ってもらえるよう、ユニークベニューの観点も取り入れながら、来訪者が楽しみながら鑑賞することで九年庵の価値をより体感できる取組や環境の整備を推進する。

周辺地域の文化遺産や観光地との連携促進と教育・学習機会の提供

九年庵の歴史や文化のみならず、仁比山神社や伊東玄朴旧宅（県史跡）、吉野ヶ里遺跡（特別史跡）をはじめとする九年庵周辺の文化遺産や、大隈重信旧宅（史跡）などの九年庵に関連する文化遺産、周辺の文化施設・観光地と連携して回遊性の向上を意識した活用を促進する。また、九年庵をきっかけとした地域の歴史学習や、数寄屋建築や庭園のガイドツアー、茶会やカルタ会などの文化体験等、九年庵をきっかけに文化と触れ合い、周辺文化遺産や観光地も含めた地域ぐるみの教育・学習の場として、市や地元と連携しながら利活用を促進する。

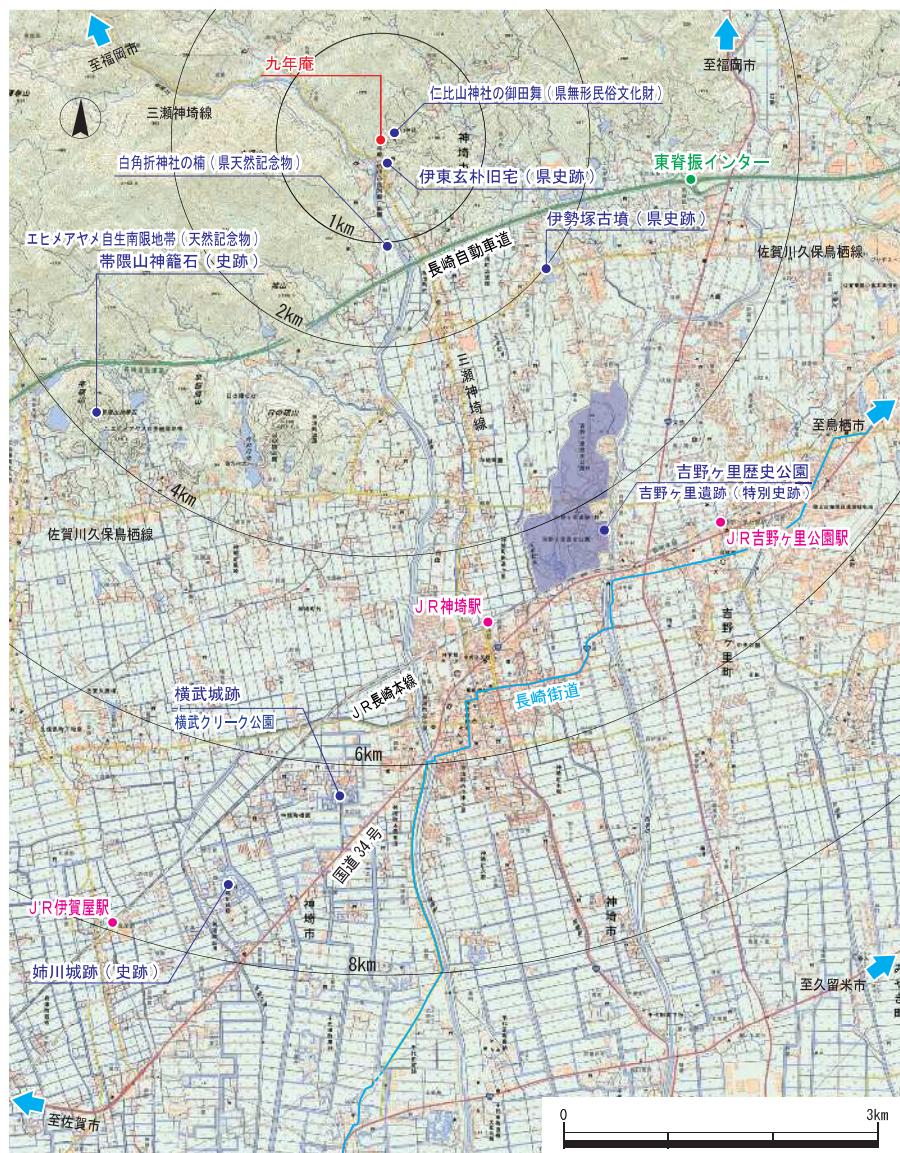


図7-1-1 周辺の文化財等の位置（国土地理院電子地形図 25000 を加工して作成）

2. 活用の方法

(1) 段階的な公開活用

1) 第1期：建物周囲の短期公開

建物や庭園内の危険箇所、劣化箇所等に対応した整備を早期に取り組む必要があることから、整備範囲に緩衝せず公開可能な範囲を限定し、建物周囲の短期的な公開活用に取り組んでいく。

具体的には、これまでにも実施してきた庭園の一般公開のほか、周辺の文化遺産と連携した屋外のガイドツアー、庭園手入れ講座、修理工事現場見学会といった九年庵や周辺地域の理解を深めるイベントの実施を想定する。

また、夜間ライトアップやプロジェクトマッピング、屋外コンサート、フォトスポット等、九年庵に楽しさ、親しみを感じてもらえるような特別な体験を提供するユニークベニューの推進も検討する。



図7-2-1 庭園ガイドツアー
(名勝旧齋藤氏別邸庭園)



図7-2-2 庭園のライトアップ (名勝無鄰菴)
© 植彌加藤造園

2) 第2期：建物内外の短期活用

建物の整備完了後は、第1期の公開活用に加え、公開期間の拡大や建物内外でのイベント、貸室等により公開の頻度を増やしつつ、並行する庭園の整備、維持管理にも配慮した短期的な公開を進展していく。

具体的には、建物や庭園の魅力を活かし、もてなし空間としてケータリングや弁当など現場調理を必要としない方法でのレセプション、食事会やウエディング（フォトウェディング、前撮り等）、屋内外でのコンサート、動画鑑賞会のほか、茶会、生け花、アロマ、写経、ヨガといったインバウンドも意識した体験イベントの実施等を想定する。また、利用者の希望に応じて簡易的なイベント等での場所貸も検討する。

公開機会を増やすことで庭園の四季の変化を楽しむことも期待できる。



図7-2-3 結婚写真前撮り
(名勝立花氏庭園)



図7-2-4 茶道体験
(イメージ)



図7-2-5 生け花体験イベント
(名勝旧齋藤氏別邸庭園)

3) 第3期：建物内外の長期活用

建物、庭園、山林の全体的な整備が完了した後には、年間を通じて、より長時間滞在できる空間として多様な活用を推進する。

具体的には、様々な人々が九年庵の理解を深める機会を持てるよう、建物内外の常時公開を基本としつつ、もてなしの空間として利用されてきた歴史的経緯も踏まえ、カフェや出張レストラン形式等での食事提供、事前予約制のウエディング、宿泊、動画撮影や貸切イベントでの場所貸等を検討する。



図7-2-6 カフェ（名勝無鄰菴）



図7-2-7 ウエディング（名勝立花氏庭園）

（2）魅力・価値の周知促進

1) 調査・普及啓発

本質的価値の正確な裏付けを目指し、適宜、歴史資料（文献・図・写真）調査及び現況調査を行い、その結果を普及啓発・情報発信等に活用する。

2) 情報発信

調査及び整備の進展に合わせて、情報発信ツール（説明板、パンフレット、web・SNS等のオンライン発信、グッズ、講演会、学校教育等）の充実を図り、情報発信を推進する。



図7-2-8 地域学習（有田町有田内山伝統的建造物群保存地区（佐賀県有田町））



図7-2-9 大学の講義（大田市温泉津伝統的建造物群保存地区（島根県大田市））

第8章 防災

1. 方向性

第5章の基本方針を踏まえ、本章では、災害への備えを強化し、また早急に復旧できる体制を整えていくための、防災の方向性について述べる。

保存と活用に配慮した防災・防犯設備の拡充

九年庵を災害から守るために、防災・防犯対策を強化する。また、今後の活用を想定し、利用者や管理者の安全性に配慮した防災・防犯設備の拡充を推進していく。

地域と連携した防災、防犯意識の醸成

防災・防犯には地域との連携が不可欠である。地域への情報共有や地域と連携した防災訓練等を進め、防災、防犯意識を持続的に育んでいく。

速やかに復旧できる体制の強化

災害でき損した場合には、速やかに復旧できるよう、事前に構成要素のカルテを作成するといった準備や手続きの明確化、関係者間の情報共有を行うなど、事前の体制強化に取り組んでいく。

2. 防災の方法

(1) 想定される災害

九年庵は、平成3年（1991）の台風17号で倒木や建物に損傷が生じるなど、被災を経験している。

九年庵で発生する可能性のある災害として、以下が想定される。

○台風・豪雨：土砂崩れ、倒木、枯枝等の落下や飛散、石組の緩みや崩れ、浸水等

○地 震：土砂崩れ、石造物等の倒壊、倒木、石組の緩みや崩れ、建物の倒壊や破損等

○落 雷：樹木の損傷、火災、倒木、枝折れ等

○人 災：放火による樹木や建物の火災、接触による構造物の破損、落書き、盗難等

なお、九年庵の建物は木造であり、一部草葺屋根であるため、建物の燃焼性は高いと考えられる。

敷地は都市計画区域内であり、防火地域等の指定はない。

(2) 防災・防犯対策

上記の被災を未然に防止するために、定期的な見回りのほか、日常的な維持管理と防災、防犯面の整備により災害リスクの軽減を図る。災害発生時に備え、建物の耐震・耐風補強や、防災設備の充実化を推進する。推進にあたっては、建物の保全を重視して耐震性を高める耐震補強案を検討するとともに、活用方法の段階に応じて自動火災報知器、非常放送設備、屋内消火栓設備、消火器、屋外消火栓設備、防犯カメラ、防犯センサー等の各種必要な設備の拡充を図る。

さらに、災害の発生時に迅速に対応できるよう、関係機関や地域と連携した体制を整え、初動対応（早期発見、通報、初期消火、避難誘導）等の防災訓練を通じて正しい防災設備の使い方と避難ルート等を理解、共有する取組を推進する。また、活用時に利用者への注意喚起にも取り組んでいく。

第9章 整備

1. 方向性

第5章の基本方針及び第6章保存管理、第7章活用、第8章防災の各方向性を踏まえ、本章では、保存活用のための整備の方向性について述べる。

価値の顕在化に向けて保存するための整備

樹木の衰弱や倒木あるいは繁茂による眺望や景観の変化、水系の機能不全、石組等の破損、建造物の腐朽など、本質的価値を構成する要素について、価値の維持や安全面に關わる課題が随所に生じていることから、早期に価値と健全性の回復を図り、名勝本来の価値の顕在化に向けた保存整備を推進していく。各構成要素は歴史の連續性と重層性を適切に評価するとともに、名勝全体の空間性の中で取扱いを判断していく。

また、茶室、待合や東屋、水琴窟など失われた要素も存在することから、継続した調査に取り組み、復元も含め、中長期的な検討を行っていく。

文化観光の拠点として活用するための整備

伊丹氏による築造以降、多くの人々をもてなしてきた歴史を有する九年庵であるが、近年は庭園や建物の保存状況等を考慮し、公開機会を年2回に限定し、また建物内への立ち入りを禁止するなど、活用の機会や内容を制限してきた。

今後、文化財としての価値を堅実に維持しながら、より活用の機会や自由度を増やしていくために、利用動線（主動線、副動線）や管理動線の計画的な確保や誘導といった案内・解説・展示に必要な施設、便益施設やインフラ設備、管理用スペース等の便益管理施設の整備といった文化観光の拠点としての活用整備を推進していく。整備の推進にあたっては、来訪者が一度に大勢訪れる時期を避け、少人数が利用する際に庭園本来の園路を散策できるようにするなど、保存に対応しながら、本質的価値の理解を深められるよう検討する。

あわせて、調査研究結果等の情報発信の推進も目指す。第7章で記載した段階的な活用の推進に対し、整備の推進にあたっては、手戻りのないよう最終段階の活用方法を想定しながら、整備範囲や工程、期間を考慮して実施していく。

保存と活用を支えるための防災整備

近年各地で地震、火災、風水害といった自然災害による被害や、放火、盗難、落書きといった犯罪被害に見舞われる事例が生じていることから、九年庵の価値の維持と利用者の安全性のため、人と文化財を守り保存と活用を支える防災設備・施設の整備を推進していく。

建物については、随所に腐朽がみられるとともに耐震・耐風面の課題も生じていることから、建物本来の構造的特性を適切に評価し、健全性の回復とあわせて早期に耐震・耐風補強に取り組んでいく。また、木造、草葺屋根の建物であり、燃焼性が高いと考えられるため、防火対策についても重点的に推進する。

さらに、敷地が広大であり、かつ開放的な建物であることから不審者の侵入にも注意が必要であるため、防犯対策についても実施していく。

2. 整備の方法

(1) 保存のための整備

保存のための整備について、以下、構成要素ごとに方法を述べる。

【地形・地割】

○石垣

- ・はらみ出し、倒れ、石材の抜けが著しい箇所において、積みなおし、目地詰め等の修理を行う。修理にあたっては原則、現状の工法、材料、勾配を維持する。

○石階段

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去、踏圧による不陸が著しい箇所の補修・調整を行う。

【石組・景石・敷石・石造物】

○飛石・敷石

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去、踏圧による不陸が著しい箇所の補修・調整を行う。

○捨石

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去、傾斜が著しい箇所の据え直し・調整を行う。

○石灯籠・層塔・供養塔・円形加工石

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去を行う。
- ・本来の位置、配置と異なる箇所や傾きが生じている箇所の据え付け直し・調整を行う。
- ・歴史性等を調査の上、特に重要なものについてはレプリカを作成するなど、置き換えを行い、実物は別途保管する。

○滝石組

- ・雑草、苔の除去を行い、旧状を調査の上、然るべき位置、配置に修理する。

○手水・蹲踞

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去を行う。
- ・手水鉢が紛失している箇所には、手水鉢の置き替えを行う。
- ・歴史性等を調査の上、特に重要なものについてはレプリカを作成するなど、置き換えを行い、実物は別途保管する。
- ・水琴窟は周辺のモルタルをはつり、構造調査を行った上で清掃修理を行う。また旧状を調査の上、然るべき形状、機能の回復を図る。

○沓脱石

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去を行う。

○井筒

- ・苔の付着が著しい箇所の苔の除去を行う。

○流れ手水

- ・苔及び雑草の付着が著しい箇所の苔及び雑草の除去を行うなど、機能の回復を図る。

【水系】

○池

- ・落ち葉や堆積土砂の撤去、清掃を行った後、底地の構造調査を実施し、サンプル作成、トレチ等試験の実施を検討の上、補修する。
- ・池の縁の石組が見えるよう、苔や雑草の除去、必要に応じて石組の据え直し等の再整備を行う。

○水路

- ・苔、雑草、堆積土砂、倒木の除去を行い、水の流れを回復する。
- ・安定的な水源の確保のため、上流部に貯水槽を設置し、水路に水を引き込む。

【植栽】

○高木類

- ・モミジは、以下の箇所の枝を剪定するなど整枝を行う。
 - ・成長しすぎて借景の眺望を阻害している箇所（例：客間南）
 - ・成長しすぎて枝同士が絡まっている箇所（例：客間南）
 - ・部分的に枯れている箇所（例：客間南）
 - ・害虫（テッポウムシ）による被害がみられる箇所
 - ・建造物の保存・管理を阻害している箇所（例：待合跡の基壇部分）
- ・幹や枝に苔の付着がみられる箇所は健全性を回復するため、苔の除去を行う。ただし、樹皮を守る必要のある真夏の時期の除去は避ける。
- ・衰弱が著しい樹木については植え替えや、周囲の植栽の育成環境への影響を鑑みて間引きも検討する。
- ・山林地区では倒木撤去・整理を行う。
- ・眺望を阻害している箇所の枝を剪定・整理する。
- ・伊丹氏時代はマツを主とした庭園であったことを踏まえ、マツの回復についても検討する。

○低木類

- ・以下の箇所の樹木を剪定する。
 - ・過大に成長したことにより石組の眺望を阻害している箇所（例：屏中門～石階段下部分のツツジ）
 - ・通り道を塞いでいる箇所
(例:客間南のシャクナゲ（ただし、シャクナゲは一度に伐りすぎると衰弱するため注意を要する))
 - ・蹲踞の眺望を阻害している箇所（例：客間西のクマザサ）
 - ・建造物の保存・管理を阻害している箇所（例：茶室西井戸のツツジ）
- ・建造物、石造物等のき損の原因になっている箇所の植え直しを行う。（例：便所蹲踞のサカキ）
- ・敷地南面の隣地境界に位置する石垣上部の生垣は、石垣修理とあわせて植え替えを行う。
- ・葉が茶色くなり、背が高くなり過ぎている生垣、植木は手作業による葉の撤去（透かし）や枝の剪定等を行い、整える。

○地被類

- ・石や木々に付着した苔類の除去を行う。

【構造物】

○石橋

- ・苔の除去、清掃を行うとともに、歩行の安全性の維持に努める。
- ・緩みが見られる箇所の補修を行う。

○手すり

- ・苔、雑草の除去、清掃を行う。
- ・劣化状況を調査の上、破損箇所には極力現状に配慮して補修を行う。
- ・散策路沿いで手すりが不足する箇所には、景観に配慮の上、手すりを補足・整備する。

○ベンチ

- ・苔、雑草の除去、清掃を行う。

○井戸

- ・漏水、破損が見られる場合には補修・整備を行う。

【建造物】

○主屋

- ・基礎は床組腐朽が顕著な箇所の雨水・排水対策（土間コンクリート打設等）を行う。
- ・床面は畠表替、床板腐朽箇所の修繕・取替を行う。
- ・壁面は土壁の補修、杉皮腰壁腐朽箇所の修繕・取替を行う。
- ・天井は腐朽箇所の修繕・取替を行う。
- ・屋根は葺材の葺替を行う。
- ・建具は損傷箇所の補修を行う。
- ・主要材は腐朽箇所の修繕・取替、補修及び柱・横架材の引き抜き防止及び折損防止のための改修を行う。

○物置

- ・柱、壁のはらみ、倒れの修理及び柱脚腐朽箇所の補修を行う。内部に茶室部材が保管されているが、腐朽が著しいため、早急に対応を行う。

○ボイラー室

- ・管理やガイダンス機能の整備を検討する。

○茶室・待合

- ・茶室跡・待合跡及び解体部材を調査の上、復元を検討する。

○東屋

- ・東屋跡を調査の上、復元を検討する。

○屏中門

- ・現状の公開活用時においてはメインエントランスに位置付けていることが認識されにくい現状を踏まえ、公開活用に配慮した門の整備を検討する。

○東門

- ・正門としての価値を維持するため、劣化状況を観察し、腐朽箇所の補修、屋根の葺替えを行う。

【その他】

○散策路・園路

- ・山林地区の散策路は安全に歩行できるよう補修を行う。
- ・庭園内の園路は不陸調整を行う。

(2) 活用のための整備

○案内・解説・展示に必要な施設の整備

- ・公開・非公開エリア及び来訪者動線を再検討し、非公開エリアや順路を明示する誘導サインの整備、更新を行う。
- ・指定地内において価値等を解説する説明板や展示パネル等の整備を検討する。
- ・常設駐車場の再整備や繁忙期用の臨時駐車スペース又はシャトルバス等の交通手段の検討を行う。

○便益管理施設の整備

- ・指定地外の駐車場、休憩所の再整備を検討する。
- ・主屋内の既存便所の改修を含め指定地内での便所の整備を検討する。
- ・主屋内の既存の風呂、調理場の改修を含め給水・給湯設備の整備を検討する。
- ・排水計画を行い、浄化槽、給排水管の整備を行う。
- ・庭園の維持管理用の外部水栓その他の散水設備の整備を検討する。
- ・各種建物の照明、電気設備の整備を検討する。
- ・長期公開や管理者・ガイド等の常駐が想定される活用段階では、受付、案内センター、管理用事務スペースの整備を検討する。
- ・維持管理のための倉庫スペースの確保を検討する。

○情報発信ツール

- ・九年庵の理解を深められるパンフレットの更新、内容の充実、多言語化等を検討するとともに、現地その他観光拠点施設への設置を検討する。
- ・情報をタイムリーかつ広域に発信できるweb・SNS等のオンラインツールの整備を検討する。
- ・九年庵への親しみやすさにつながるようなグッズ制作を検討する。

(3) 防災のための整備

○耐震・耐風補強

- ・耐震診断に基づき、建物の価値との調整を図りつつ、耐震・耐風補強を行う。

○防火対策

- ・消火栓、感知器、警報器その他の必要な消防設備の設置を行う。

○防犯対策

- ・防犯灯、防犯カメラ、防犯センサーの設置を行う。

○その他

- ・避難経路や活用にあたっての利用者の注意喚起を図るサインやアラームの整備を検討する。

第10章 運営体制

1. 方向性

九年庵は、現在佐賀県が所有管理している。昭和55年（1980）度から昭和57年（1982）度に倉田浩平氏から県が土地を購入し、建物部分は、昭和58年（1983）に倉田氏から県へ寄贈された。当初、森林整備課が所管していたが、令和3年（2021）に文化財保護室へ、令和4年（2022）から文化課へ移管している。

今後は「第6章 保存管理」、「第7章 活用」、「第8章 防災」、「第9章 整備」の記載事項の推進にあたり、具体的な計画、実施、評価及び改善につなげるため、県、地域、専門家及び関係機関等が連携した体制を整え、保存管理、再整備（修復）及び活用に取り組むものとする。

2. 運営体制整備の方法

（1）行政間における連携の強化

佐賀県文化課をはじめ、文化庁、神埼市等の多くの関係機関が、九年庵の本質的価値に関する認識を共有し、文化財としての保存管理、さらには森林、観光、防災などの関係部局と連携しながら名勝庭園としての活用を推進できるよう、行政間の関係部署と積極的に情報共有し連携を強化する。

（2）関係機関との連携強化

九年庵は、現在の一般公開の時期には周辺地域と連携しながら賑わいを作り出し、佐賀県内屈指の秋の観光名所として親しまれている。今後も仁比山神社、市民、周辺地域及び関係する団体等と連携のもと、企画運営・活用に取り組んでいく。

（3）専門家（学識経験者・技術者等）の指導及び助言

九年庵の文化財としての価値を十分に検証し、適切な保存管理を行うため、歴史や自然環境、造園や景観等の専門家（学識経験者・技術者等）からの指導、助言を受けることができる体制を構築する。

（4）堅実な保存と多様な活用のための効率的な運営・体制の強化

堅実な保存とともに、多様な活用を推進していくために、文化庁や専門家の意見、助言、進捗評価を得ながら、段階を踏まえつつ、維持管理や活用について民間活力を導入することを検討する。今後さまざまな民間活力の導入手法の効果や課題等を総合的に検証し、九年庵の運営・体制として望ましいあり方を検討する。

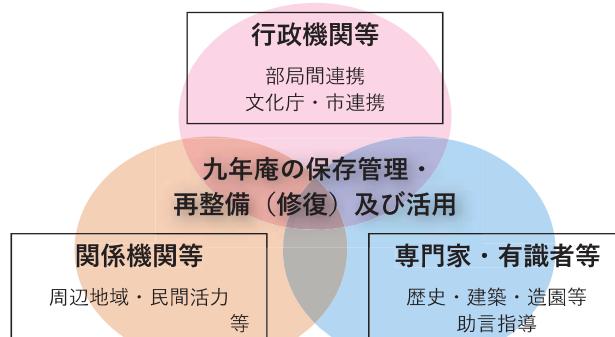


図10-1-1 運営体制

第11章 実施計画

1. 基本的な考え方

「第6章 保存管理」、「第7章 活用」、「第8章 防災」、「第9章 整備」、「第10章 運営体制」の各章で定めた方向性、方法を踏まえ、本章では、実施すべき施策を短期計画、中期計画、長期計画の3段階で整理する。

短期計画は本計画策定後から令和8年（2026）までの4年間、中期計画は令和9年（2027）から令和14年（2032）までの6年間、長期計画は令和15年（2033）から令和19年（2037）までの5年間を想定し、事業の進捗に応じて、適宜見直しを行うものとする。

通常の維持管理である保存管理や継続的な調査、情報発信などについては、短期計画から長期計画にわたり実施する。

全体の工程計画を表11-1に示す。

2. 実施すべき施策

（1）短期計画

短期計画は本計画策定後、速やかに取り組むべき施策及び段階的な活用を考慮し、建物内の本格的な活用に先立って完了すべき施策を位置付ける。

具体的には、主屋を取り巻く主屋・主屋南地区、池周り地区の庭園部分及び主屋の建造物を対象とした施策に取り組む。また、庭園の背後にあって、庭園整備に先立って整備することが望ましい山林地区の倒木撤去、池や水路の水系に関わる整備及び劣化が著しい物置の修理、はらみの著しい石垣の修理、防災・防犯面で早急な対応が必要な整備のほか、完成に長期間を要するものや、優先的に整備すべきものについて、短期計画に位置付ける。

（2）中期計画

中期計画は、第2の段階として、建物内外の長期活用までに完了すべき施策を位置付ける。

具体的には、管理面で必要な機能を整備する主屋北地区、敷地下段にあって、来訪者動線の入口となる石階段下地区、水路周り地区における施策に取り組む。また、誘導サインや解説板の整備など、指定地全体に関わる整備についても中期計画に位置付ける。

（3）長期計画

長期計画は、建物内外の長期活用と並行して実施可能である施策や継続的な調査研究及び検討を要する施策、現段階では急を要しないが経過観察の上、対応が必要と考えられる施策を位置付ける。

具体的には、茶室跡の調査及び復元を含む検討をする茶室跡・主屋西地区及び工事動線を考慮した主屋北地区、指定地外での施策に取り組む。また、防犯面を考慮した石造物のレプリカ制作、眺望を意識した山林地区の樹木剪定や散策路の整備などについても長期計画に位置付ける。

表11-1 工程計画

	地区区分・建物種別	短期	中期	長期
山林	ア 山林地区			
	イ 主屋・主屋南地区			
	ウ 茶室跡・主屋西地区			
	エ 池周り地区			
	オ 水路周り地区			
	カ 石階段下地区			
	キ 主屋北地区			
庭園	主屋			
	物置			
	ボイラーハウス			
	茶室跡・待合跡			
	東屋跡			
	屏中門			
	東門			
建物	指定地外			

第12章 経過観察

1. 方向性

九年庵の本質的な価値を堅実に保存するために、「第6章 保存管理」、「第7章 活用」、「第8章 防災」、「第9章 整備」「第10章 運営体制」の記載事項について、実態を評価し、継続又は改善につなげていく。実態を評価するにあたっては、実施状況を記録するとともに、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、とりまとめることとする。

評価結果は、各計画の実施方法に反映する。本計画の見直しが必要な場合は、必要に応じて専門家及び文化庁等の助言・指導を踏まえ、変更を行う。

2. 経過観察の方法

(1) 保存管理に係る経過観察

保存管理の経過観察は主に日常の維持管理行為によって、排水施設、危険木や危険枝、枯死木等の把握、石垣・石階段や石造物の劣化状況、池・水路の堆積物、護岸の状況、建造物の保存状況等の各種構成要素の状況確認を行う。

管理者は経過観察、点検により気づいた点を記録し、月報や業務報告に記載して県に報告する。県は報告に応じて、現状を把握し、対応策を協議する。

(2) 活用に係る経過観察

活用に係る経過観察は、来訪者数、各種イベントの開催数、情報発信ツール（web、SNS、パンフレット等）の利用状況を記録し、定量的に把握する。また、必要に応じて利用者へのアンケート調査等の実施を検討する。

各種調査・研究については報告書を蓄積する。

(3) 防災に係る経過観察

防災に係る経過観察として、各種防災、防犯設備は定期的に点検、検査を行い、正しく機能することを確認する。

大雨、強風、地震等が発生した際には各種構成要素に被害や異常がないか点検を行う。管理者が被害や異変に気づいた場合には、速やかに県に報告する。県は報告に応じて、現状を把握し、対応策を協議する。

(4) 整備に係る経過観察

整備に係る経過観察として、本計画に基づく施策の進捗状況を確認する。

各種構成要素の保存整備については、修理報告書として記録し、蓄積する。

進捗状況について、必要に応じて専門家等への意見聴取を行い、意見を踏まえ、その後の施策に反映し、PDCAサイクルが機能するようにする。

(5) 運営体制に係る経過観察

運営体制に係る経過観察として、管理者の勤務状況の把握、運営に関する意見収集を行う。